

愛知県信用保証協会レポート2019

AICHI GUARANTEE REPORT

2019

／あなたの事業を全力でサポート／



ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、その保証人となり借入れをスムーズにする公的機関であります。

信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者を金融の側面から支援することにより、経営の安定と発展に寄与することを目的としています。

地域経済に貢献すべく、中小企業・小規模事業者の多様化する資金需要への的確な対応、きめ細かな経営支援など、幅広い取組を推進しております。

本協会の業務内容、運営状況について一層のご理解をいただきたく、本誌「愛知県信用保証協会レポート2019」を発行いたしました。

本誌を通じて、多くのみなさまに信用保証協会に対する認識を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いと存じます。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて、地域経済活性化のお役に立つよう全力で業務運営にあたっておりますので、引き続きみなさまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 小川 悦雄

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ 信用補完制度のしくみ	6
▶ 信用保証の概要	8
▶ ライフステージに応じた支援	12
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	21
▶ 地方創生への取組	23
▶ 創立70周年を迎えて	26
▶ 広報活動	28
▶ 信用保証の利用度	30
▶ 信用保証の実績	31
▶ 平成30年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45



協会のあゆみ

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々を経済施策に呼応した取組により中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

最近では、様々な保証制度を活用した金融支援の他、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休廃業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進していきます。



信用保証協会事業の基本理念

信用保証協会は、

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。



沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成 3年 4月 ○ 西三河支所移転 所在地 岡崎市久後崎町字宮前17番地
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更



キャラクター紹介

- 名 前 えじねこ
- 生息地 椿町界隈
- 特 技 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

経営計画

第5次中期事業計画 2018年度(平成30年度)～2020年度(令和2年度)

本協会は、県内の中小企業・小規模事業者のライフステージに応じ金融機関とともにその事業を評価しつつ、適切なリスク分担を行い、資金ニーズに対しきめ細かな対応をします。また、金融機関と連携した金融支援や経営支援を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性の向上や円滑な事業承継の促進に寄与するとともに、地方創生に貢献していくため、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 金融機関と連携した中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
- ② 中小企業・小規模事業者の経営支援・事業再生の促進に関する取組の推進
- ③ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ④ コンプライアンス等の態勢の充実

2019年度(令和元年度)経営計画

業務環境

1.愛知県の景気動向

本県の景気は、生産・輸出は増加基調、設備投資・個人消費は増加を続けており、緩やかに拡大しています。先行きについては、米中貿易摩擦を背景とした世界経済の下振れ、各国政策の不確実性の高まり、為替の動向等に注視していく必要があります。

2.中小企業を取り巻く環境

県内の中小企業・小規模事業者の景況をみますと、足踏みが続いており、人手不足の深刻化や人件費の上昇が経営に与える影響を注視していく必要があります。また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、事業継続の選別を進める企業に対してきめ細かな対応をしていく必要があります。

業務運営方針

本協会は、県内の中小企業・小規模事業者の事業性を評価し、ライフステージに応じた適切なリスク分担を金融機関とともに推進し、様々な資金ニーズに対しきめ細かな対応をします。適切なリスク分担を推進するにあたっては、日常的に金融機関との対話を深め連携体制を強化します。また、顧客との直接の接点を持つことで、その実態の把握に努め、金融機関や中小企業支援機関と連携した一歩踏み込んだ金融支援や経営支援を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性の向上や円滑な事業承継の促進に寄与するとともに、地方創生に貢献していきます。そのため、次の課題に重点的に取り組みます。

1.金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の業種やライフステージなど個々の実情に応じた資金ニーズに的確に応えるとともに、経営改善・生産性向上(以下「経営の改善発達」といいます。)を促すため、当該中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針に着眼し、金融機関と適切にリスクを分担するとともに、日常的に金融機関との対話を行う体制を構築するなど連携強化を図ります。また、対話の結果に基づき、新たな制度の創設や既存制度の見直しについて検討します。

2.適正保証の推進

地方創生に一層の貢献を果たしていくため、地方公共団体と連携し、地方公共団体融資制度保証の利便性の向上に努めます。また、労働力不足に伴う省力化・生産性向上に資する前向きな投資や、危機時の備えとしての防災・減災設備への投資など中小企業・小規模事業者の資金ニーズにきめ細かな対応をするとともに、適正保証の推進を図ります。なお、経営者保証ガイドラインについては、その趣旨に則り、金融機関と連携・協力しつつ、適切に対応します。

3.顧客とのコミュニケーションの充実

顧客との直接の接点を持つことで、その実態の把握に努め、ニーズに応えた実効性のある金融支援や経営支援に努めます。

4.各種条件変更や借換保証による金融支援や経営支援

中小企業・小規模事業者の実情に応じ、各種条件変更にしめ細かな対応をします。経営改善の可能性が高く、経営者に改善意欲が認められる返済緩和先については、借換保証による正常化支援に積極的に取り組みます。また、事業承継時等においては、経営者保証ガイドラインの趣旨に則り、適切に対応します。

5.事故報告受理先の現況把握と適切な金融支援や経営支援

事故報告受理先に対しては、金融機関と情報共有を行うとともに、現況把握に努め、返済緩和により返済継続が可能な先には、条件変更等を行って金融支援の継続を図るとともに、金融機関と情報共有を行うなかで必要に応じ、専門家派遣等を実施し、経営改善に資する一歩踏み込んだ経営支援に取り組みます。

6.積極的な経営支援と実効性向上のための方策の検討

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するため、金融機関や関係機関と連携し、経営改善の可能性が高く、意欲がある中小企業・小規模事業者に対し、専門家派遣による企業診断や経営改善計画の策定支援等を行います。また、生産性の向上、事業承継等様々な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、伴走的なきめ細かな支援をします。加えて、経営支援の実効性を高めるため、経営支援に関する様々なデータを蓄積し、検証可能なものとします。

7.創業期における金融支援や経営支援の充実

創業希望者に対する創業支援セミナー等を開催するとともに、中小企業支援機関等が実施する創業スクール等へも積極的に協力します。また、保証を利用した創業者に対しては、創業後のフォローアップ等の伴走支援を行うことで、創業時の経営安定に寄与していきます。女性創業者に対しては、女性職員で構成する「女性創業者支援チーム アイリス」による、同性ならではの視点を活用したきめ細かな支援に取り組みます。

8.事業承継時・再生期における金融支援や経営支援の充実

事業承継セミナーの開催や事業承継が必要と判断される利用先に対し、金融機関と連携し企業訪問等を実施し、事業承継の進捗状況を確認します。また、必要に応じ、円滑な事業承継等への行動を後押しするため、専門家派遣等に取り組みます。個々の中小企業・小規模事業者の再生可能性等の状況を慎重に判断し、再生計画の実現に向けて柔軟に対応します。また、愛知県中小企業再生支援協議会をはじめとする中小企業支援機関と連携して再生支援に取り組みます。

9.地方公共団体・中小企業支援機関との連携推進

地方公共団体や中小企業支援機関と連携し、保証制度等の周知を図るとともに、緊密に情報交換を行い、中小企業・小規模事業者の様々な経営課題の解決に努めます。

保証承諾等の見通し

2019年度(令和元年度)の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、次のとおりです。

項 目	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	3,860億円	90.7%
保証債務残高	1兆360億円	92.5%
代 位 弁 済	150億円	92.9%
実 際 回 収	38億円	92.4%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入をスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度のしくみは、次のとおりです。

信用保証制度

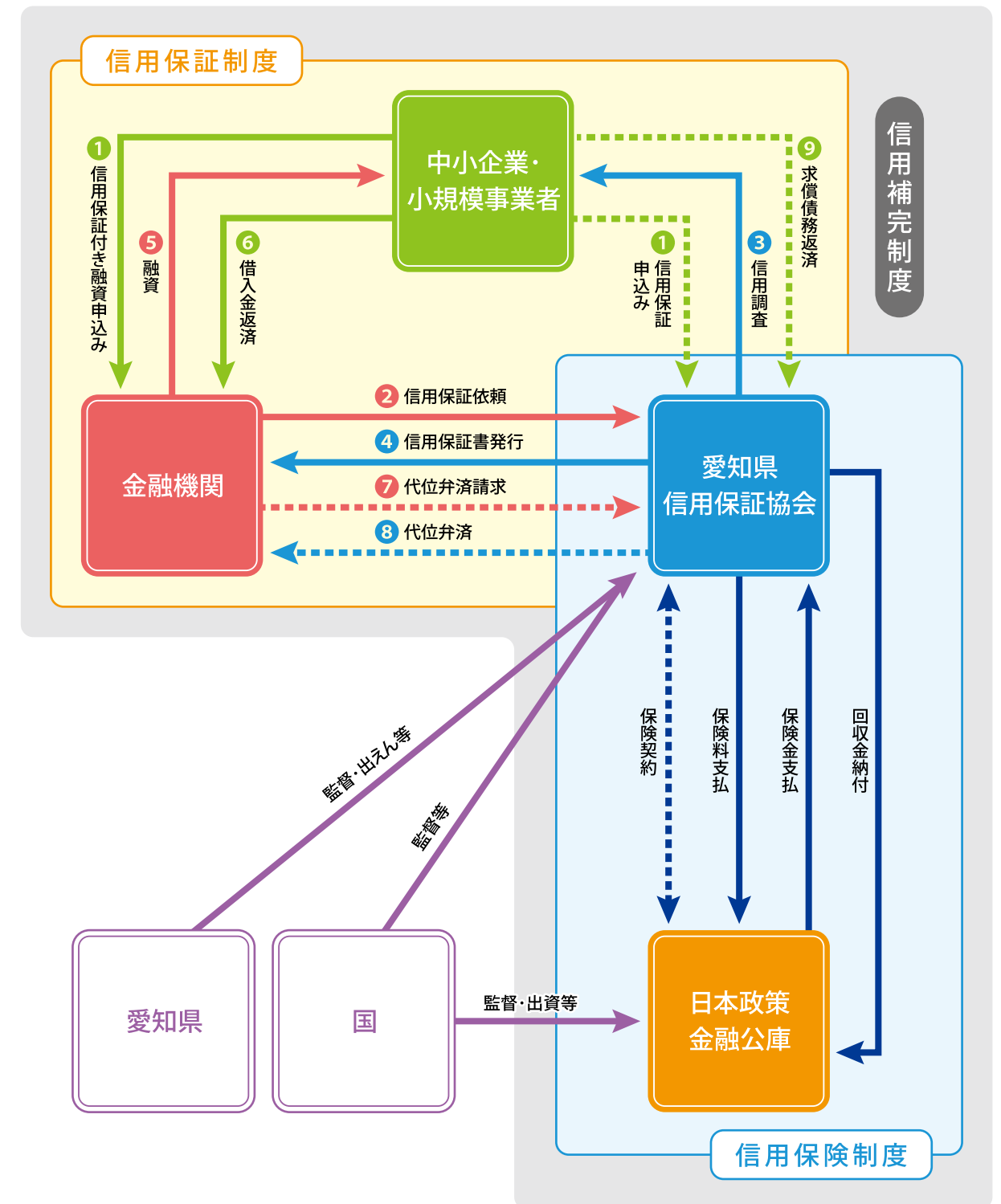
- 1 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課、商工会議所・商工会・愛知県商工会連合会でも申込みをすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受け、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。このとき中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業・小規模事業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保されるしくみになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の概要 (平成31年4月1日現在)

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店^{※1}または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居^{※2}または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業・建設業・運送業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1) 会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および士業を規定する法律に基づく法人です。

(注2) 資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3) 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ① 許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ② 税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③ 手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④ 電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤ 協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた
(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑥ 借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦ 休眠会社
- ⑧ 会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた
(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑨ 保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。
また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

(注1) このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。

(注2) 他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(注3) 他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

運転資金	無担保の場合	10年以内
	有担保の場合	15年以内
設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	20年以内

(注) 保証制度によって、保証期間が異なります。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注) 保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。



連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。なお、本協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り、適切に対応しており、以下の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っています。

【BK連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（以下「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合
※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

【担保型】 企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

経営者保証に関するガイドラインの活用実績（平成30年度）

- 保証承諾件数（うち無保証人での承諾件数） 28,266件（6,440件） 無保証人での承諾割合22.8%
- 既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数 302件
- 「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数 53件

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

- 旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数 24件
- 旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数 352件
- 旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数 1,011件
- 旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数 105件

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

（単位 年率％）

弾力料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度 （割引根保証 当座貸越（貸付専用型）根保証 事業者カードローン当座貸越根保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（注1）保証料率は、貸付金額に対する年率です。

（注2）本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。*

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

有担保保証に対する割引

弾力料率が適用される保証および一部保証制度において、不動産等の担保をご提供いただく場合は、保証料率を0.10%割引します。

会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。

特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

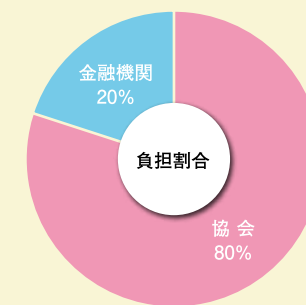
特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。ただし、割引は推進保証、協調推進保証、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限りします。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



責任共有制度の対象

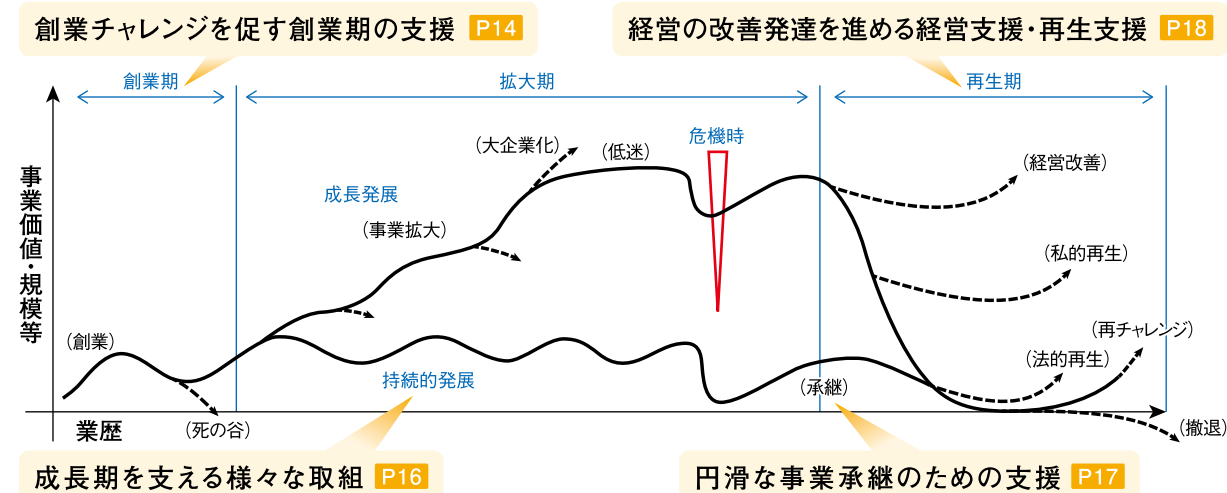
原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される制度】

- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証（再挑戦支援保証を含みます。）、創業等関連保証
- 小口零細企業保証 などです。

ライフステージに応じた支援

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



ファンドへの出資

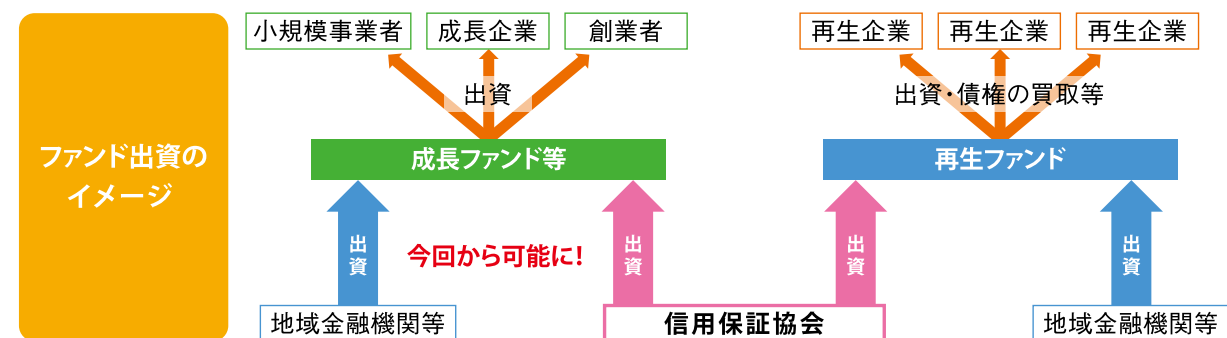
ライフステージに応じたファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

創業期・拡大期

東三河地域に本店を置く3つの信用金庫（豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫）と連携し、「東三河3信金-信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合（通称：三信金地域応援ファンド）」（平成30年9月組成）に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでいます。平成30年4月の信用保証協会法の一部改正により、再生ファンドのみではなく、創業や中小企業・小規模事業者の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資が可能となり、再生ファンド以外への出資を全国の協会で2番目に実施しました。

再生期

官民一体型の「愛知中小企業再生2号ファンド」（平成25年3月組成）および「同3号ファンド」（平成29年5月組成）に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めていく仕組みを構築するため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への経営支援の強化に努めています。

★平成30年4月施行の「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」において、協会と金融機関が連携して、業務の運営を行うことが明記されました。

金融機関へ積極的に訪問し、説明会を開催しています。

信用保証業務を円滑に運営するためには、金融機関との連携が不可欠です。信用保証業務についてより一層のご理解をいただくとともに、信頼・協力関係を高め、情報交換により中小企業・小規模事業者の資金需要を的確に把握し、さらなるサービスの強化を図るべく、金融機関へ積極的に訪問し、説明会を開催しています。

若手融資担当者を対象とした信用保証業務説明会を開催しました。

訪問説明会とは別に、金融機関の若手融資担当者を対象にした「信用保証業務説明会」を開催しました。期間中は、29金融機関、延べ694人の担当者にご参加いただきました。

実施期間
平成31年1月8日～
11日、15日、16日

金融機関との意見交換会を開催しました。

金融機関とより一層連携を図り、中小企業支援につなげていくため、金融機関・母店を対象とした意見交換会を開催しました。意見交換会は、地域に分かれて4回開催し、平成30年12月に中小企業庁から公表された資料に基づく連携強化策のほか、経営者保証ガイドラインに則った支援対応等について情報交換を行いました。



開催日・参加機関

- 平成31年1月17日 西三河地区4信用金庫、1信用組合
岡崎信用金庫 豊田信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 愛知県中央信用組合
- 平成31年1月22日 東三河地区3信用金庫、1信用組合
豊橋信用金庫 豊川信用金庫 蒲郡信用金庫 豊橋商工信用組合
- 平成31年1月28日 3地方銀行
愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行
- 平成31年1月29日 尾張・知多地区8信用金庫
愛知信用金庫 いちい信用金庫 瀬戸信用金庫 半田信用金庫 知多信用金庫
尾西信用金庫 中日信用金庫 東春信用金庫

創業チャレンジを促す様々な取組

創業者支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能 創業関連保証、創業等関連保証

対 象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

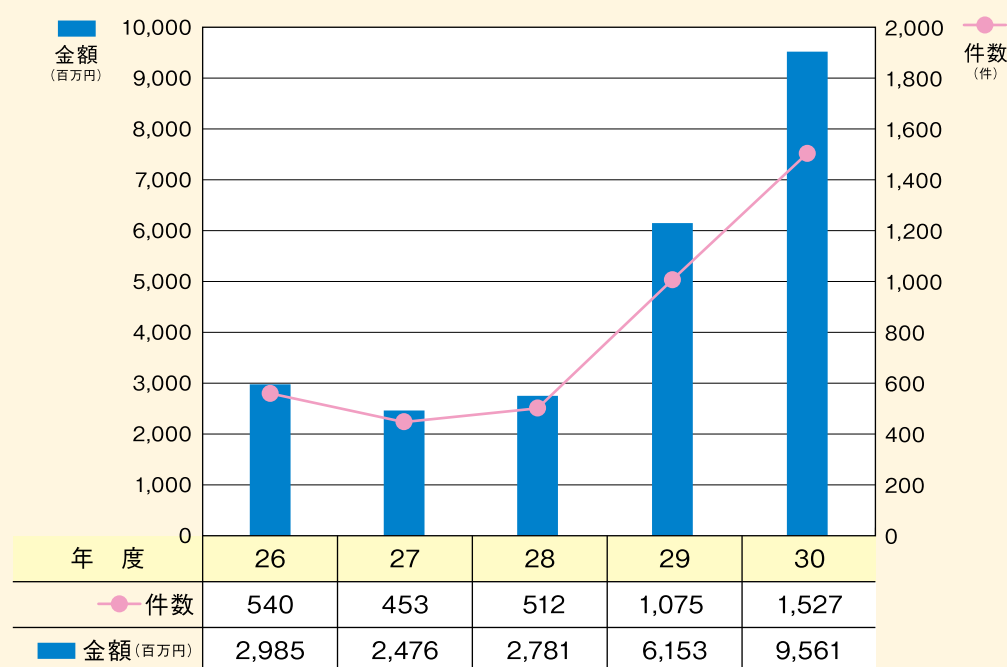
● **保証限度額** 合計3,500万円（創業関連保証2,000万円、創業等関連保証1,500万円）

● **保証期間** 10年以内 ● **保証料率** 一律0.80%

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。

実績

平成30年度は、1,527件（9,561百万円）の創業保証をご利用いただきました。



創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたを対象に、事業に必要な資金等についてきめ細かなアドバイスをしています。

相談時には、本協会作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

平成30年度は創業支援セミナーを16回開催しました。また、セミナーへの職員派遣を9回行いました。



女性創業者向けの支援

女性創業者支援チーム「アイリス」

これから創業をお考えの女性や創業して間もない女性起業家に対して、女性ならではの視点を活かしたきめ細かなサポートを行うことを目的とし、女性職員のみで構成する「アイリス」を設置しています。日本政策金融公庫の女性担当者との合同勉強会の他、女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会や東春信用金庫と共催の女性創業セミナー等、他機関と連携した取組も積極的に実施しています。

【第1回】女性創業者向け業種別交流会

新たな取組として平成30年7月28日に本協会を利用して創業されたかたがオーナーを務めるカフェ「BERINGPLANT」で、業種別交流会を開催しました。カフェの創業をお考えの女性、創業後間もない女性起業家に限定した交流会で13名のかたにご参加いただきました。当日は、オーナーの創業体験談に加え、こだわりのキッチンを見学させていただきました。



【第3回】女性創業セミナー

平成31年3月16日に本協会で、女性創業セミナーを開催しました。本セミナーは、アイリス立ち上げ以来毎年開催しており、今回は28名のかたにご参加いただきました。当日は、女性税理士、女性起業家のかたに講演いただきました。



ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

輝く女性ソーシャルビジネスプランコンテスト

平成30年10月9日に愛知県庁で開催された「輝く女性ソーシャルビジネスプランコンテスト2018」に協賛し、ジビエカフェを営む女性ハンターの清水潤子様に「愛知県信用保証協会賞」を贈呈しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

平成31年2月18日に豊橋サイエンスコアで開催された「第18回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力させていただきました。

創業後のフォローアップ

本協会の保証を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には専任担当者が中小企業・小規模事業者を直接訪問し、創業後の状況を伺うとともに、経営の課題についての相談にも応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

平成30年度は474件のフォローアップを実施しました。

がんばる企業のご紹介

平成29年6月から、信用保証制度をご利用いただいたかた等の創業した経緯や事業へのこだわりなど「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」を行っています。本協会を身近に感じていただくとともに、これから創業をお考えのかたの夢の実現の後押しや、同じ経営の悩みを持つ事業者のかたへの気づきの提供を目的としています。平成30年度は、4事業者のかたから「生の声」をお聞きし、平成30年度末で8事業者のかたをホームページ上で紹介しています。

取材先の選定からインタビュー、原稿執筆まで本協会職員がすべて行っています。



- 第5回 フランチャイズオーナーとして経営が安定しづらい創業期を乗り越えて、法人化・多店舗化を実現されたかた
- 第6回 愛知県国家戦略特別区域農業保証（愛知県アグリ特区保証）を最初にご利用されたかた
- 第7回 「輝く女性ソーシャルビジネスプランコンテストあいち2018」で、愛知県信用保証協会賞を受賞されたかた
- 第8回 「アイリス」にご相談をお寄せいただき、本協会が主催する「女性創業セミナー」および「女性創業者向け業種別交流会」をきっかけに、創業を実現されたかた

成長期を支える様々な取組

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

さらなる発展のための保証制度

無担保で最長10年の一括返済が可能 長期一括保証「ライナーⅡ」

次のすべての要件に該当するかた

対象

- 取扱金融機関がメインバンクであるまたは本業（企業価値の向上）支援やソリューション提案などの経営支援を実施しており、プロパー融資残高がある
- 同一事業を3年以上営み、2期以上の確定申告がある
- 純資産の額、自己資本比率、使用総資本事業利益率等の一定の要件を満たしている

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 年0.35%～1.74%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大 協調推進保証「コラボあいち」

対象

- 本協会における保証料率区分が3以上のかた ★保証付き融資金額の60%以上のプロパー融資を行うことが必要です。

- 保証限度額 2億円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 年0.35%～1.55%

危機時の対策支援

豪雨や台風等の自然災害の「万が一」に備えたBCP策定等の事前対策について啓発活動をしています。

リーフレットの作成

災害発生後のセーフティネット保証に加え、特に災害発生前の対策として利用できる「愛知県融資制度保証パワーアップ 資金防災」や「予約保証」についてまとめたリーフレットを作成し、事前対策を呼び掛けています。



第14回防災フェアでの啓発

平成30年12月14日に豊橋商工会議所で開催された「第14回防災フェア」に講師として参加し、左記の保証制度等「万が一」の際の資金調達やBCP策定の重要性等について説明しました。



事業承継支援

円滑な事業承継に関する支援の拡充を図るため、次の取組を行っています。

事業承継セミナー開催

平成30年11月22日、29日に「事業承継セミナー」を開催しました。22日は豊田商工会議所、29日は春日井商工会議所との共催で、各商工会議所において開催し、2日間で延べ38名のかたにご参加いただきました。

当日は、事業承継コーディネーターのかたに「事業承継の心構えや準備」について講演いただきました。



事業承継応援割引の開始

平成30年9月に、中小企業・小規模事業者の事業承継を後押しする取組として、60歳以上で特例承継計画を策定し、都道府県知事の確認を受けているかたを対象とし、一部の協会独自保証制度*について保証料率を0.1%割り引く「特例承継計画に基づく割引（通称：事業承継応援割引）」を開始しました。「特例承継計画の策定」に着眼した割引は、全国の協会で初の取組となりました。

※推進保証、協調推進保証、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証



経営の改善発達を進める様々な取組

過去に経営環境の変化等により、大幅な業績悪化や経営破綻を招いた中小企業・小規模事業者の中には、金融機関の支援や自助努力により、事業の再生に見通しが立ってきた企業も少なくありません。

本協会では、中小企業診断士等の資格を有する職員を各部署に配置するとともに、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、様々な支援を行っています。

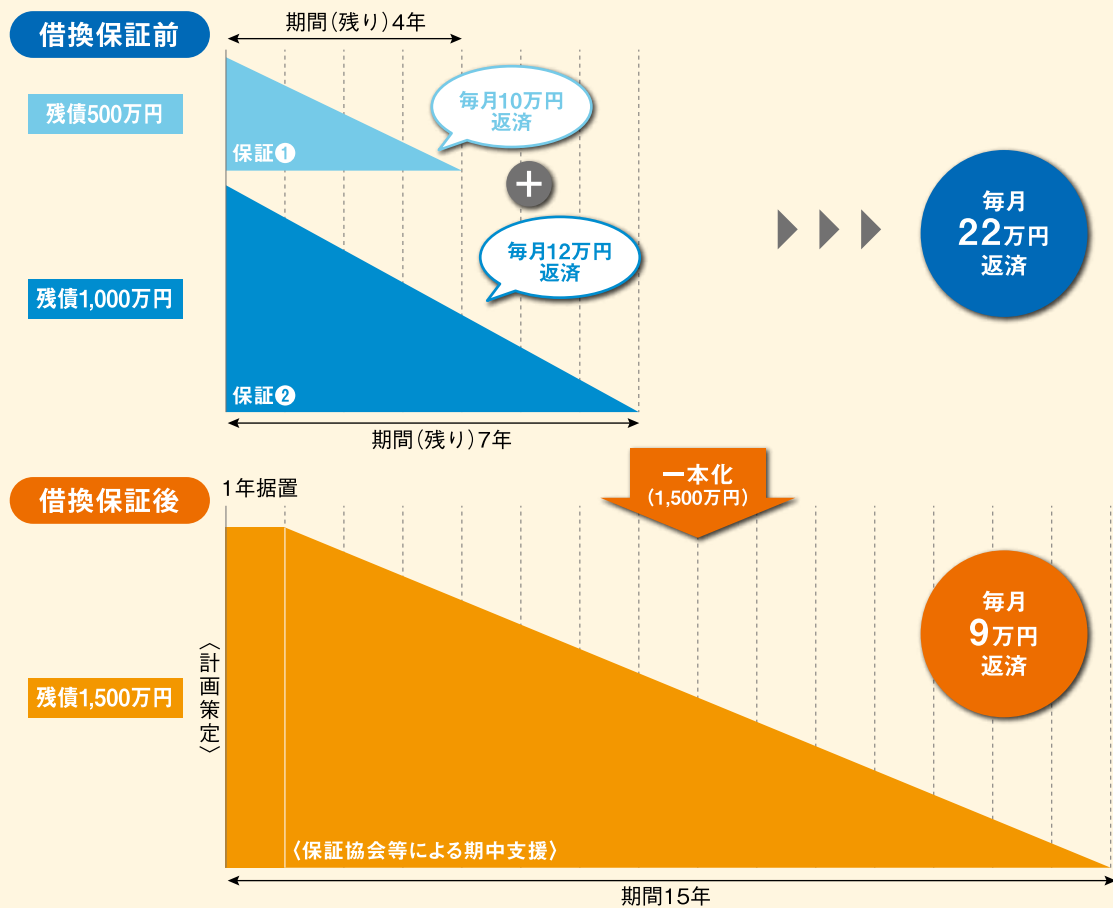
また、補助金交付による国のバックアップも受け、実効性の高い経営支援の取組をより一層強化しています。

条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、保証付きの既存借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既存借入金を一本化することにより毎月の返済額負担を軽減し、また、新規事業資金の追加を可能とする保証制度です。

保証限度額	2億8,000万円(組合 4億8,000万円)
保証期間	15年以内(据置期間含む)
対象者	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者

制度の仕組み



地域に根差した金融機関との連携

地元の中小企業・小規模事業者に対し、ライフステージに応じて共にサポートすることを目的として5月に西尾信用金庫と「地方創生及び地域産業の発展に向けた連携に関する覚書」、9月に東三河3信金(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と「地方創生及び地域経済活性化等に向けた連携に関する覚書」を締結し、再生期にある中小企業・小規模事業者の経営改善を促す保証制度を創設しました。

平成30年5月

「長期事業
サポート保証」を
創設



平成30年10月

「東三河3信金
地域応援保証」を
創設



中小企業支援ネットワーク

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関(平成31年4月1日現在)

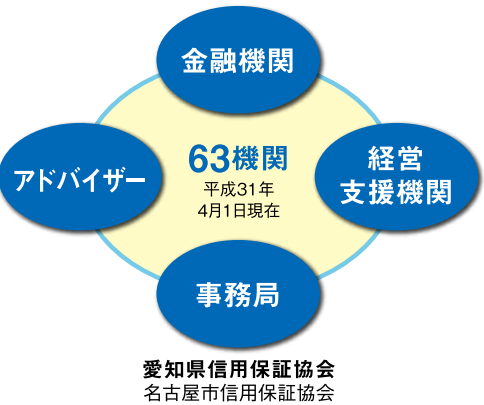
- 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)..... 41機関
- 経営支援機関(弁護士会、税理士会等の専門機関)..... 18機関
- アドバイザー(東海財務局、中部経済産業局、愛知県、名古屋市)..... 4機関

合計 63機関

あいち企業力強化連携会議

平成30年度は、2回の全体会議を開催しました。(平成30年7月23日、平成31年2月20日)

さらに、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ44回開催しました。



全体会議

- 関係機関の連携強化
- 経営改善・再生支援目線の共有
- 再生実務のスキルアップと標準化
- 事例発表・講演・情報交換

経営サポート会議

- 個別の中小企業・小規模事業者の支援
- 金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進

専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者の抱える経営に関する様々な悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年度から公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣し、経営の診断・指導の支援を行っています。

平成30年度は、支援メニューに「ワンポイントアドバイス」を追加し、専門家に気軽に相談できる態勢を整備しました。

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法律の専門家である弁護士との連携を密にし、経営支援をより強固なものとする取組を進めています。

平成30年度は、新たな支援メニューとして「ピンポイント法律相談」を創設し、経営上の法律問題の解決の糸口を提供する態勢を整備しました。



専門家派遣の実績

年 度	26	27	28	29	30
件 数	114	179	207	216	226 (25)

()はワンポイントアドバイスの実績

愛知県中小企業再生支援協議会との連携

中小企業再生支援協議会は、地域の中小企業・小規模事業者の再生に向けた取組を支援する公的機関で、金融機関、地方公共団体、商工会議所等で構成されています。愛知県では、名古屋商工会議所内に設置されています。

本協会もその一員として参加するとともに、職員を派遣し関係機関と連携しながら、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。

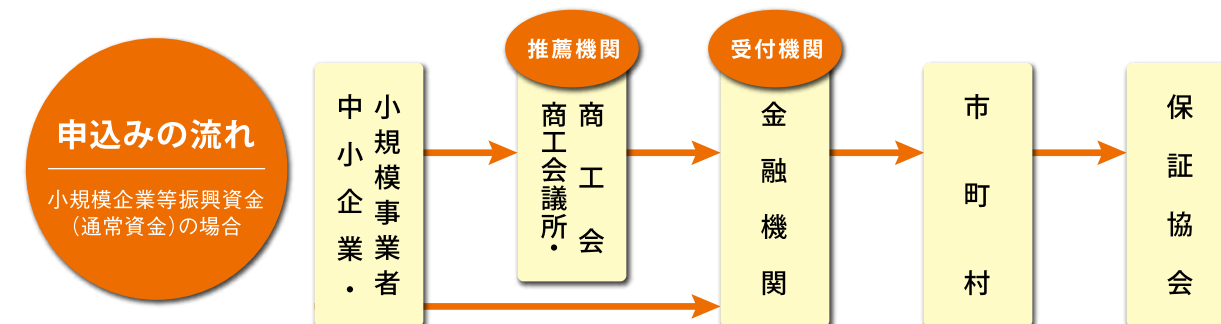
平成29年度において中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、平成30年8月28日には、中小企業再生支援全国本部から感謝状をいただきました。



身近で、頼りにされる公的機関を目指して

地方公共団体・中小企業支援機関との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会議所・商工会を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。



商工会議所・商工会は、愛知県経済環境適応資金創業等支援資金の申込受付機関です。

愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金については、商工会議所・商工会および愛知県商工会連合会を申込受付機関と位置付け、創業相談から創業計画の策定、創業後のフォローアップまで一貫した支援ができる体制を整えています。

愛知県内の各市町村は、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋市を除く愛知県内の各市町村を、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議（10回）や研修会（2回）の運営に協力しています。

信用保証業務に関する情報交換・意見交換を実施しています。

本協会の業務に対する理解と協力を得ることを目的として、名古屋市を除く愛知県内の37市と情報交換および意見交換を行い、本協会の業務に役立てています。

37市訪問

- ・事業概況および事業計画の説明
- ・各地域の中小企業・小規模事業者の実情の聴取
- ・愛知県融資制度保証の説明
- ・協会に対する意見および要望の聴取

信用保証業務打合わせ会

- ・業務実績の説明
- ・創業スクール等への講師派遣実績の説明
- ・創業セミナー実施状況の説明

相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々な相談を受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスをし、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口（平成31年4月1日現在）

- 東日本大震災関連
- 平成28年熊本地震関連
- 10連休に係る資金繰り対策

相談窓口（平成31年4月1日現在）

- 皮革関連
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連
- 賃金水準上昇対策
- 愛知県中小・小規模企業総合
- タカタ株式会社関連
- 豚コレラ関連

出張定例金融相談会の開催

次の商工会議所および商工会において、総合相談窓口の専任職員による金融相談会を定例で開催しています。

また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる年末や年度末には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

- 岡崎
- 豊橋
- 半田
- 一宮
- 瀬戸
- 蒲郡
- 豊川
- 刈谷
- 豊田
- 碧南
- 安城
- 西尾
- 津島
- 春日井
- 稲沢
- 常滑
- 江南
- 小牧
- 犬山
- 東海
- 大府

商工会

- 尾張旭市
- 知多市
- 田原市

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

年間2,500件を超える企業訪問を通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応しています。

地方創生への取組

アドバイスの前線基地 「情報・交流ステーション椿」オープン

平成30年6月20日にアドバイスの前線基地として本協会本店1階が「情報・交流ステーション椿」として生まれ変わりました。リニューアルオープンを記念して、関係機関のかたをお招きし、オープニングセレモニーを開催しました。また、情報発信の第一段として、愛知県弁護士会、名古屋税理士会の協力を得て、オープン記念セミナーおよび税



務・法務相談会を開催しました。「情報・交流ステーション椿」は、従来のファイナンス業務から一歩進んだ、アドバイス業務の前線基地として位置付け、総合相談窓口の設置、相談会の開催や各種セミナーの開催をしています。

オープン記念セミナー

● 午前の部

中小企業のための弁護士活用法
～あなたの隣に弁護士を～

講師 愛知県弁護士会所属 鬼頭容子弁護士



● 午後の部

中小企業に寄り添って
～税理士会の中小企業支援～

講師 名古屋税理士会所属 今枝清税理士



障がい者アートの展示

障がいのあるかたの芸術・文化活動を通じて社会参加と障がいへの理解が深まり、障がいの有無をこえた交流が広がることを目指す活動「あいちアール・ブリュット」に賛同し、アート作品を展示しています。

あいちアール・ブリュット×(一社)アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー

平成31年2月1日から3月31日にかけて、愛知県が、一般社団法人アティックアートとの連携により、障がいのあるかたの作品をデザイン化して制作したノベルティグッズと、その原画を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×(一社)アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を開催しました。



学術機関との連携

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。平成30年度の開催回数は13回(大学10回、高等学校3回)となり、こうした学術機関と連携した取組は広がりつつあります。

講義では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用いただいている「がんばる企業」も紹介しています。また、起業に必要な知識をよりわかりやすく伝えるため、「ビジネスプランの作成」をテーマとしたグループワークを取り入れた活動も行っています。



愛知大学	平成30年7月4日、9日	愛知学院大学	平成30年6月26日
愛知産業大学	平成30年12月10日	愛知淑徳大学	平成30年6月2日
東海学園大学	平成30年7月10日	名古屋学院大学	平成30年7月28日
名古屋経済大学	平成30年12月4日	名古屋商科大学	平成30年9月20日
南山大学	平成30年12月6日	木曽川高等学校	平成31年2月4日
新城高等学校	平成31年1月30日	東海商業高等学校	平成30年11月27日

4大学との意見交換会

大学等での出張講義をはじめとする学術機関連携事業に係る意見交換および情報共有を図るため、平成30年11月9日に、4大学*との意見交換会を実施しました。

※出張講義にご協力いただいている愛知産業大学経営学部 教授 奥田氏、愛知大学経済学部 教授 沈氏、東海学園大学経営学部 准教授 丸山氏、名古屋学院大学商学部 教授 三井氏に出席いただきました。



神戸大学との共同研究

神戸大学経済経営研究所 副所長・教授 家森信善氏と共同して、平成29年9月に、創業期にある中小企業・小規模事業者約4,000者を対象とした「創業支援のための信用保証制度の利用企業の意識調査(アンケート)」を実施しました。

アンケートをとりまとめた調査報告では、創業者の創業準備行動、創業ステージ別の苦労や心配事を分析することにより、創業者を支援する機関としての課題が見えてきた一方で、創業期の信用保証支援が雇用需要を増加させ、雇用機会を創出したと評価されました。

また、このアンケート調査結果をもとに、中小企業金融に見識のある学識者等との共著による書籍の出版を予定しています。

地方創生保証制度の創設

平成30年4月に、中部圏の11協会(長野県・静岡県・愛知県・名古屋市・岐阜県・岐阜市・三重県・富山県・石川県・福井県・滋賀県)が連携して、「中部圏11協会共同地方創生保証制度「昇龍道・おもてなし」」を創設しました。

本制度は、中部圏の観光関連事業者に対して、訪日外国人観光客など域外客を呼び込み、地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図るために必要な資金を円滑に供給し、地方創生に資することを目的としています。平成30年度の保証承諾金額は11協会合計で約24億円となりました。

★昇龍道：地図上で見ると能登半島を龍の頭に、三重県を龍の尾に見立て、龍の体が中部圏9県をくまなくカバーしながら天に昇っていくイメージから名付けられた広域観光ルートをいいます。中部運輸局、北陸信越運輸局および一般社団法人中央日本総合観光機構が、中部圏9県の地方公共団体、観光関連団体、観光事業者等と協働で訪日観光客の増加を図るために「昇龍道プロジェクト」を推進しています。

★おもてなし規格認証：経済産業省が、国内のサービス産業事業者のサービスの品質を「見える化」するために創設した制度をいいます。顧客・従業員・地域社会の満足度を高めるための取組項目について、必要な基準を満たすことで登録証または認証書を取得できます。



ビジネスフェアへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。平成30年度は、8会場に出展しました。

第13回しんきんビジネスマッチング「ビジネスフェア2018」 平成30年10月4日

▶ ポートメッセなごや ▶ 来場者数 3,000人
東海地区信用保証協会(静岡県・愛知県・名古屋市・岐阜県・岐阜市・三重県)の合同で出展しています。



メッセナゴヤ2018 平成30年11月7日～10日

▶ ポートメッセなごや ▶ 来場者数 62,000人
業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として、メッセナゴヤが開催されました。
本協会は、平成20年以降出展しています。



こまき産業フェスタ2018 平成30年5月26日、27日

▶ パークアリーナ小牧 ▶ 来場者数 20,000人

ものづくり博2018in東三河 平成30年6月15日、16日

▶ 豊橋市総合体育館 ▶ 来場者数 21,000人

第10回とよたビジネスフェア 平成31年3月21、22日

▶ スカイホール豊田 ▶ 来場者数 4,100人

第14回かわしんビジネス交流会 平成30年10月12日、13日

▶ 豊川市総合体育館 ▶ 来場者数 8,600人

かすがいビジネスフォーラム2018 平成30年11月16日、17日

▶ 春日井市総合体育館 ▶ 来場者数 8,100人

ものづくり岡崎フェア2018 平成30年7月11日、12日

▶ 岡崎中央総合公園総合体育館 ▶ 来場者数 15,000人

地域イベントへの参加

地元に根差した公的機関として、地域のみなさまとの交流を深めるため、平成30年10月27日に中村公園一帯で開催された「第29回中村区区民まつり」に出展しました。平成30年度は、3回目の出展となり、600名を超えるかたがブースにお越しくださいました。



創立70周年を迎えて

「協会創立70周年について、長い歴史と将来に続く通過点であると同時に大きな節目であると認識し、お客様をはじめ、ともにお客様を支える関係機関に感謝の意を表すとともに、社会から求められているこれから果たすべき役割を踏まえて、一致団結して業務に取り組むことを表す機会とする」をコンセプトに記念事業を実施しました。

キャッチコピー「おかげさまで70周年、これまでも、そしてこのさきも。」



70周年ロゴマーク

【コンセプト】

「信頼」を表す円を用い、上昇する7つの円で70年の歴史とこのさきの未来のさらなる発展・成長をイメージしました。

創立70周年記念式典の開催



平成30年9月11日にウインクあいちで、創立70周年記念式典を開催しました。当日は、共に中小企業サポートに尽力してくださった金融機関・関係機関のかた、そして中小企業団体のかた等、約600名がお越しくださいました。本式典は、愛知県立芸術大学音楽学部 教授 倉田寛氏と同大学の学生のみなさまによる金管楽器のアンサンブル演奏で開会しました。続いて、本協会理事長の小川から、これまでの感謝とこれから協会が目指す姿についてお話しさせていただき、その後、周年記念事業の紹介や創立から70年の歩みを振り返る動画★をご覧いただきました。式典後は、スポーツジャーナリストで大阪芸術大学教授の増田明美氏をお招きし、「メダリストを育てる指導者とは」をテーマに講演していただきました。



★70年の歩みを「動画」で振り返る

終戦直後の経済混乱の中発足した当時から現在に至る「これまで」の様々な出来事を振り返り、そして創立70周年を迎えた今、そして「このさき」の未来についてまとめた動画を作成しました。



お客様へ周年のごあいさつ

本協会の信用保証・各種サービスをご利用いただいたお客様へ、感謝を伝える文書をお渡ししました。

保証制度の創設

創立70周年記念Face to Face 保証「FTF70」

平成30年7月に、創立70周年の感謝を込めて、取扱金融機関と連携し中小企業・小規模事業者の経営改善発達を図るため、保証料率を最大0.2%割引した保証制度を創設しました。

特定社債保証(社会貢献応援型)「CSR特定社債」

平成30年8月に、国や地方公共団体が推進する取組について認定等を受け、社会的問題解決を目指す中小企業・小規模事業者を応援するため、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度を創設しました。

社会貢献活動

「あいち認知症パートナー企業」に登録

認知症への正しい理解を深めるため、平成30年11月21日に役職員21名が認知症サポーター養成講座を受講しました。また、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現に「じぶんごと」として取り組む企業として平成31年2月15日に愛知県から「あいち認知症パートナー企業」に認定されました。



ピンクリボン運動への参加



女性の活躍を後押しするため、愛知県で乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上を目指す「名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会」の活動に共感し、「名古屋ピンクリボンフェスタ オフィシャルサポーター」に参加しました。平成30年10月21日に開催された「名古屋ピンクリボンフェスタ2018inナナちゃんストリート」にはアイリスがボランティアスタッフとして参加しました。

図書の寄贈

役職員から図書を募集し、名古屋市鶴舞中央図書館、豊橋市図書館、岡崎市長中央図書館に合計819冊を寄贈しました。



アティックアートプロジェクトへの参画



障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援する「アティックアートプロジェクト」に参画し、愛知県内の障がいをお持ちの方々の描いた絵画作品のデザインを採用して、70周年記念ノベルティグッズとしてクリアファイルおよびボックスティッシュ、手提げ袋を作成しました。平成30年9月5日には、絵画提供アーティストに感謝を込めて、感謝状贈呈式を行いました。

広報活動

本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

「職員の顔」を見せた広報

創立70周年を迎え、みなさまへのこれまでの感謝がより伝わるよう、また、本協会をより身近に感じていただき、安心して相談できる「パートナー」が身近にいることが伝わるように、職員を起用した広報活動を行いました。



ポスター



協会紹介パンフレット



各種制度リーフレット

協会PR動画

一人でも多くのかたに本協会の存在を知っていただき、そして、中小企業・小規模事業者のみなさまのライフステージに応じてサポートしていることをわかりやすく伝えるため、「創業篇」、「経営支援篇」の動画を作成しました。

また、動画には「中小企業のベストパートナー」をキャッチコピーとしたサウンドロゴも盛りこみ、出演者をほぼ職員とする等より親しみを感じていただけるような構成としました。

動画は、本協会1階のデジタルサイネージや、YouTube、駅周辺案内図「ナビタ」に掲出しています。また、新幹線名古屋駅前大型ビジョンNAGYにも掲載しました。



駅周辺案内図「ナビタ」



新幹線名古屋駅前大型ビジョンNAGY

こちらから
ぜひご覧ください！



新聞広告

中日新聞・中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。

創立70周年を記念して中部経済新聞社代表取締役社長 垣成秀洋氏との対談広告を掲載しました。



ホームページ

顧客の知りたい情報をタイムリーに提供しています。また、70周年特設ページを開設しました。



ノベルティ

周年ロゴマークを使用したノベルティグッズを作成しました。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、@FM、ZIP-FMにおいてサウンドロゴを活用したラジオCMを実施しています。

熱中症予防 かもめタウンへの広告掲載

地域企業・名古屋市消防局・郵便局が三位一体となり、名古屋市内の地域住民のかたへ熱中症予防の注意喚起を行う「かもめタウン」に広告を掲載しました。

インターネット広告

インターネット広告を活用したセミナー参加者の募集を実施しました。

各種機関紙

商工会議所会報誌などに定期的に広告を掲載しています。

車両広告

メッセナゴヤの出展に併せて、あおなみ線の車両への広告掲載を実施しました。



信用保証の利用度

信用保証利用度の推移

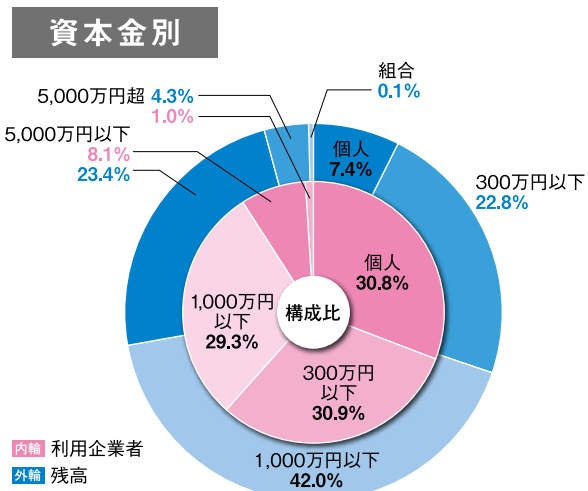
愛知県内の中小企業総数22万企業のうち、約5万9千企業が本協会の信用保証を利用されています。

年 度	26	27	28	29	30
県内中小企業者	223,698	220,767			
年度末利用企業者	68,987	66,580	63,693	61,388	59,586
企業利用度(%)	30.8	30.2	28.9	27.8	27.0

(注1) 県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。

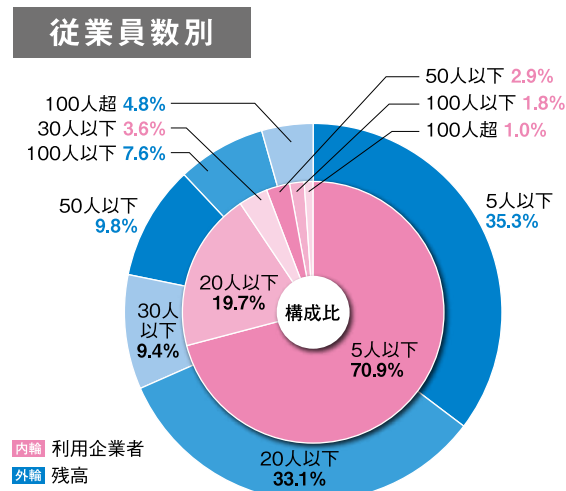
(注2) 年度末保証利用企業者数には、名古屋市信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容(平成30年度)



資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	18,339	832
300万円以下	18,384	2,551
1,000万円以下	17,447	4,705
5,000万円以下	4,813	2,623
5,000万円超	576	487
組合	27	6
合 計	59,586	11,205

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。



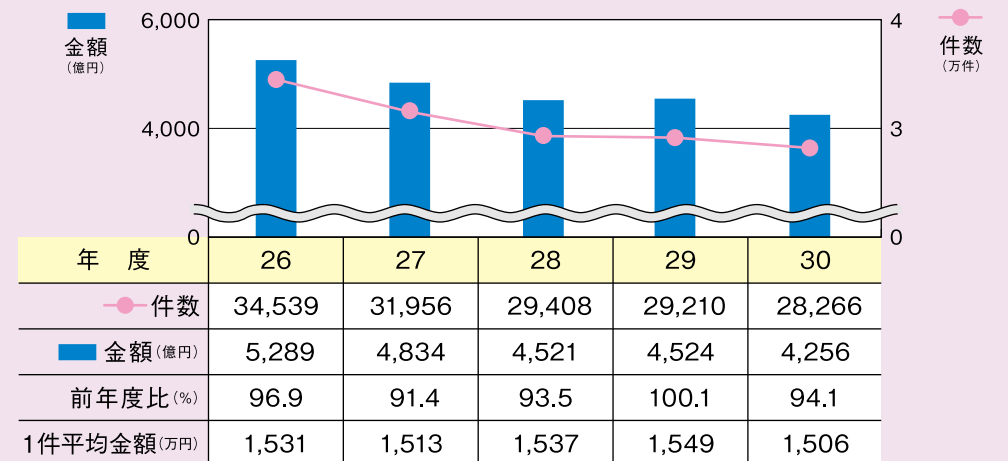
従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	42,270	3,958
20人以下	11,733	3,705
30人以下	2,118	1,055
50人以下	1,750	1,103
100人以下	1,097	848
100人超	618	537
合 計	59,586	11,205

信用保証の実績

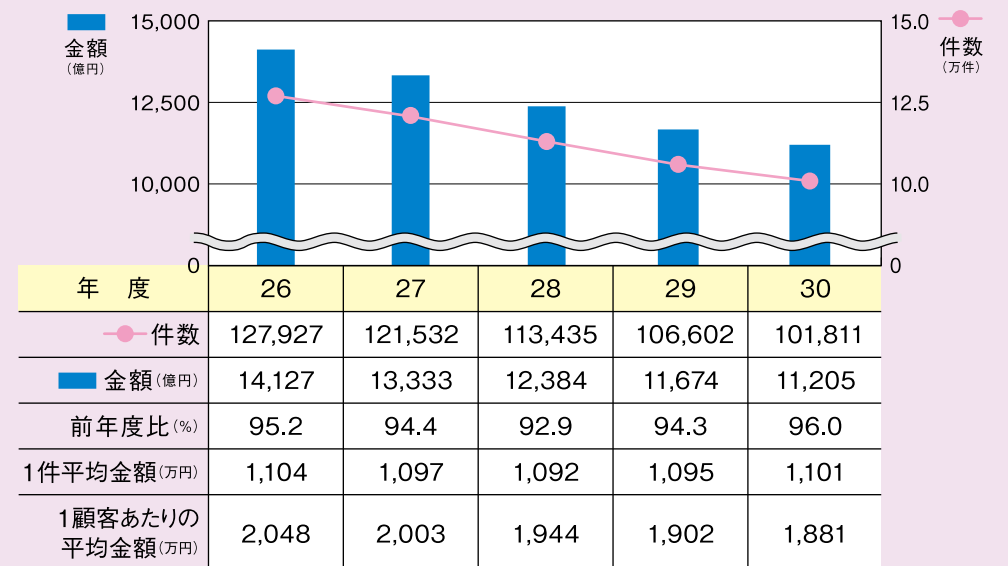
保証の状況

最近5年間の保証状況

保証承諾

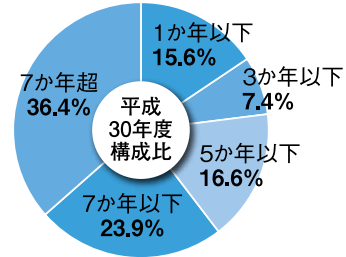


保証債務残高



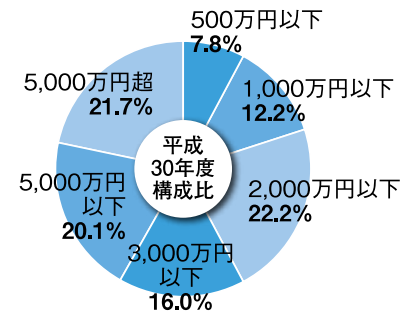
保証の内容

期間別保証承諾



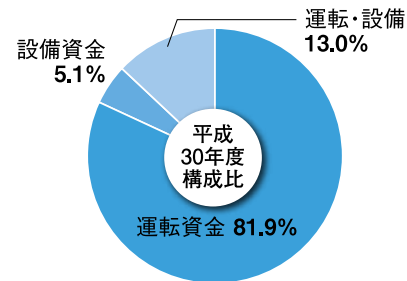
(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
1か年以下		672	698	665
3か年以下		344	317	316
5か年以下		829	770	708
7か年以下		1,181	1,175	1,019
7か年超		1,495	1,565	1,548
合 計		4,521	4,524	4,256

金額別保証承諾



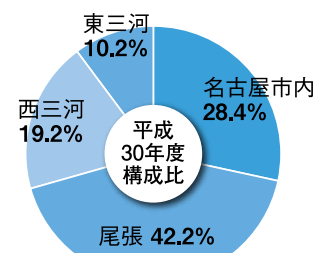
(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
500万円以下		332	334	332
1,000万円以下		528	534	517
2,000万円以下		927	928	946
3,000万円以下		791	742	680
5,000万円以下		1,005	980	857
5,000万円超		937	1,005	924
合 計		4,521	4,524	4,256

資金使途別保証承諾



(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
運 転 資 金		3,800	3,828	3,487
設 備 資 金		214	195	216
運 転 ・ 設 備		507	502	552
合 計		4,521	4,524	4,256

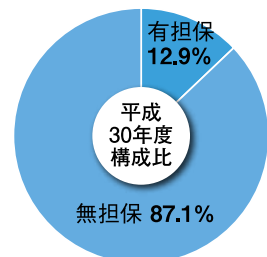
地区別保証承諾



(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
名古屋市内		1,404	1,291	1,209
尾 張※		1,676	1,788	1,795
西 三 河		909	966	818
東 三 河		532	480	433
合 計		4,521	4,524	4,256

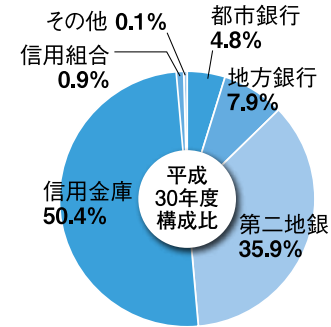
※名古屋市内を除く

担保別保証承諾



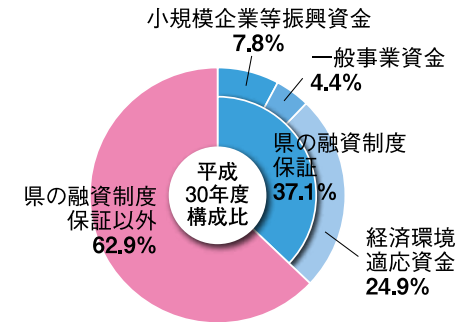
(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
有担保		627	593	549
無担保		3,894	3,932	3,706
合 計		4,521	4,524	4,256

金融機関群別保証承諾



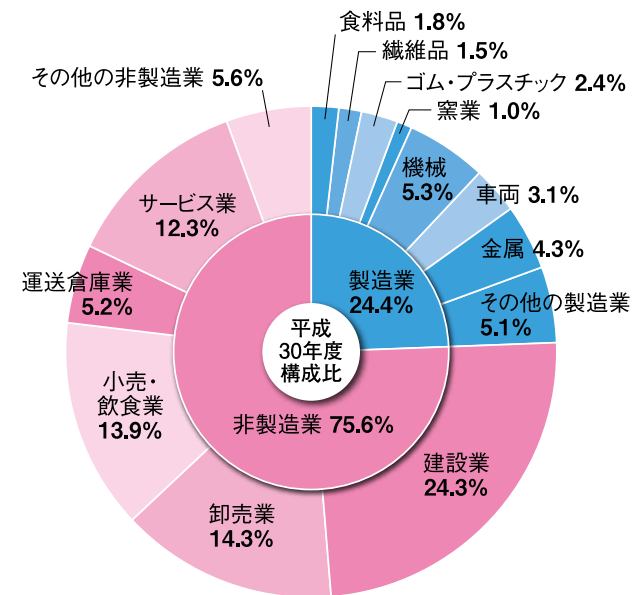
(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
都市銀行		299	249	206
地方銀行		397	365	335
第二地銀		1,704	1,605	1,527
信用金庫		2,053	2,256	2,144
信用組合		42	36	36
その他		27	14	6
合 計		4,521	4,524	4,256

制度別保証承諾



(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
県の融資制度保証		1,928	2,091	1,578
小規模企業等振興資金		274	318	333
一般事業資金		422	407	186
経済環境適応資金		1,232	1,366	1,060
県の融資制度保証以外		2,593	2,433	2,677
合 計		4,521	4,524	4,256

業種別保証承諾

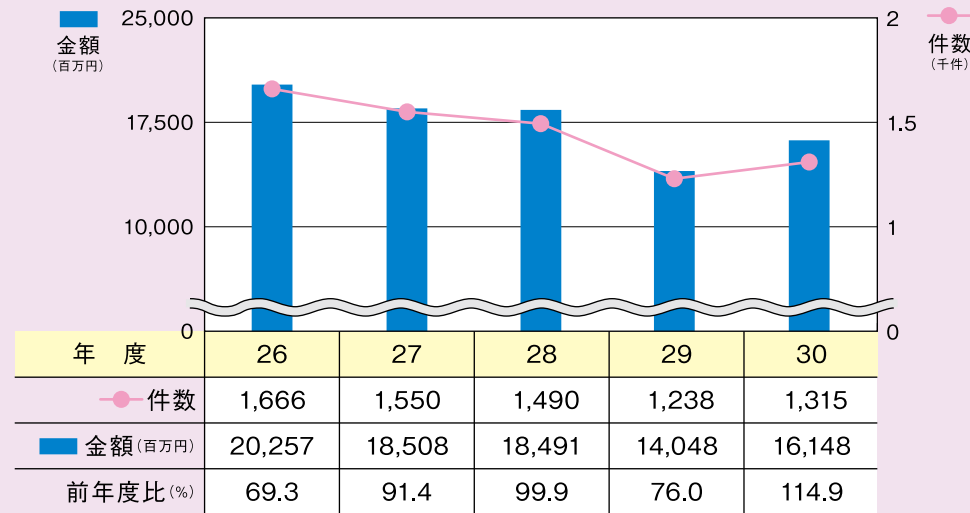


(単位 億円)				
区分	年度	28	29	30
製 造 業		1,174	1,136	1,040
食料品		93	80	77
繊維品		71	65	65
ゴム・プラスチック		103	114	102
窯業		38	43	41
機械		288	278	227
車両		135	126	132
金属		193	192	181
その他の製造業		253	239	215
非 製 造 業		3,348	3,388	3,215
建設業		1,071	1,120	1,034
卸売業		672	654	608
小売・飲食業		619	630	590
運送倉庫業		254	242	223
サービス業		507	509	522
その他の非製造業		225	234	239
合 計		4,521	4,524	4,256

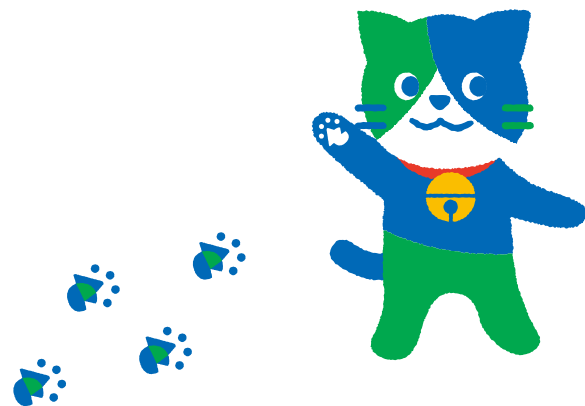
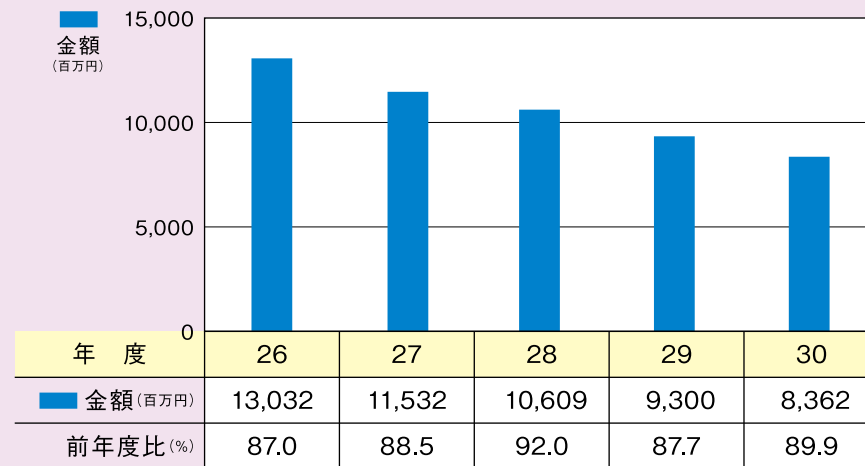
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

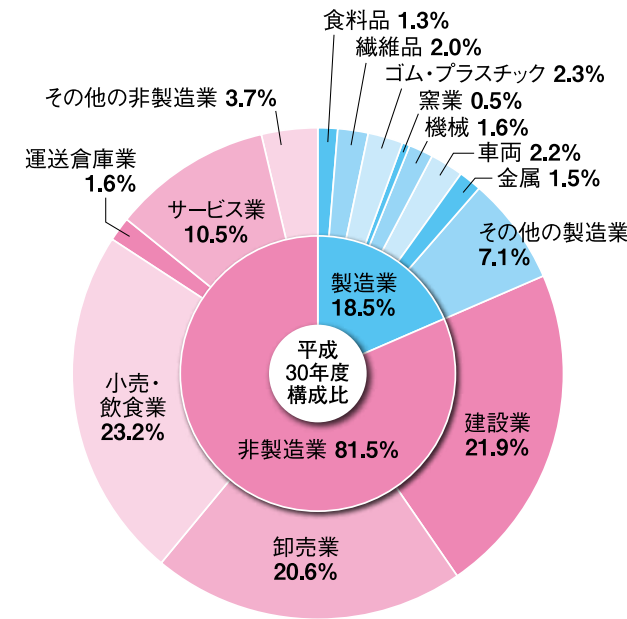


求償権残高



代位弁済の内容

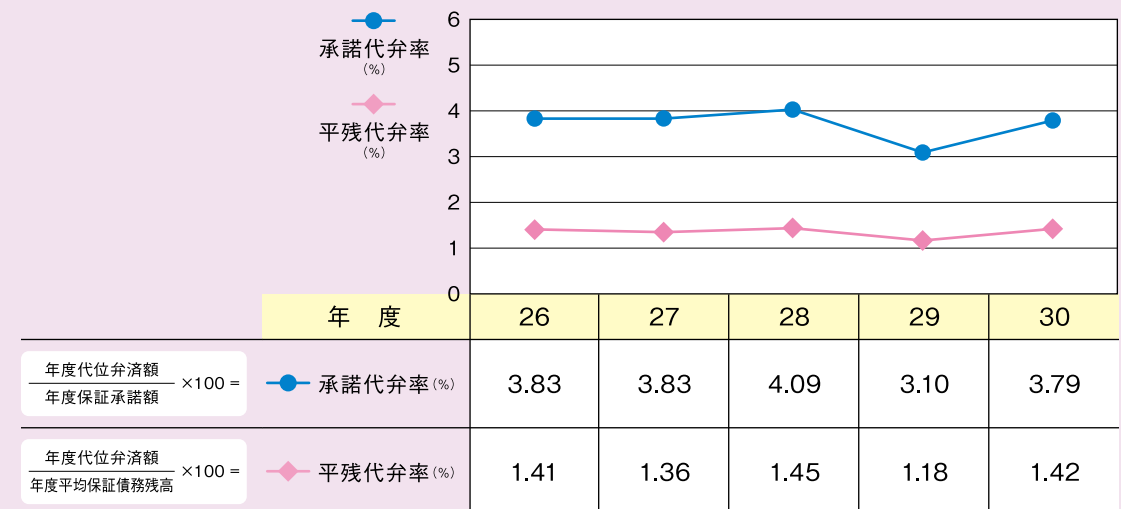
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	28	29	30
製 造 業		4,680	2,358	2,986
食料品		158	420	208
繊維品		439	246	330
ゴム・プラスチック		833	170	364
窯業		348	0	85
機械		1,055	459	260
車両		302	280	357
金属		544	154	237
その他の製造業		1,002	629	1,145
非 製 造 業		13,811	11,690	13,162
建設業		3,668	3,423	3,537
卸売業		3,921	3,139	3,334
小売・飲食業		3,788	2,796	3,745
運輸倉庫業		541	82	261
サービス業		1,410	1,501	1,689
その他の非製造業		483	748	598
合 計		18,491	14,048	16,148

代位弁済率とその推移



平成30年度決算

収支計算書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

(単位:千円)	
科 目	金 額
経常収入	14,393,610
保証料	11,018,677
預け金利息	10,767
有価証券利息配当金	1,318,217
延滞保証料	10
損害金	84,344
事務補助金	58,956
責任共有負担金	1,801,277
雑収入	101,362
経常支出	11,027,097
業務費	4,267,750
借入金利息	0
信用保険料	6,484,184
責任共有負担金納付金	249,260
雑支出	25,902
経常収支差額	3,366,513
経常外収入	26,964,362
償却求償権回収金	368,532
責任準備金戻入	7,100,346
求償権償却準備金戻入	5,424,358
求償権補てん金戻入	14,070,113
保険金	12,466,945
損失補償補てん金	1,603,168
その他収入	1,013
経常外支出	27,615,377
求償権償却	15,845,212
雑勘定償却	13,002
退職金	9,420
責任準備金繰入	6,785,339
求償権償却準備金繰入	4,944,842
その他支出	17,563
経常外収支差額	▲ 651,015
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	2,715,498
収支差額変動準備金繰入額	1,357,749
基本財産繰入額	1,357,749

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)	
科 目	金 額
償却求償権回収金	368,532
責任準備金	
戻入	7,100,346
繰入	▲ 6,785,339
(当期純戻入額)	315,007
求償権償却準備金	
戻入	5,424,358
繰入	▲ 4,944,842
(当期純戻入額)	479,516
求償権償却	
求償権償却	▲ 15,845,212
求償権補てん金戻入	14,070,113
保険金	12,466,945
損失補償補てん金	1,603,168
(当期自己償却額)	▲ 1,775,099
その他	▲ 38,971
経常外収支差額	▲ 651,015

(注) ①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説

信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

求償権償却

年度末求償権のうち、法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や、当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。

支 出

経常支出

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

その他

経常外支出

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

収 入

経常収入

保証料

預け金利息等

責任共有負担金

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補てん金戻入

その他

保証料

受入保証料のうち当該決算期間に対応する額「前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料」を計上しています。

責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権補てん金

代位弁済により公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補てん金からなっています。

貸借対照表 (平成31年3月31日時点)

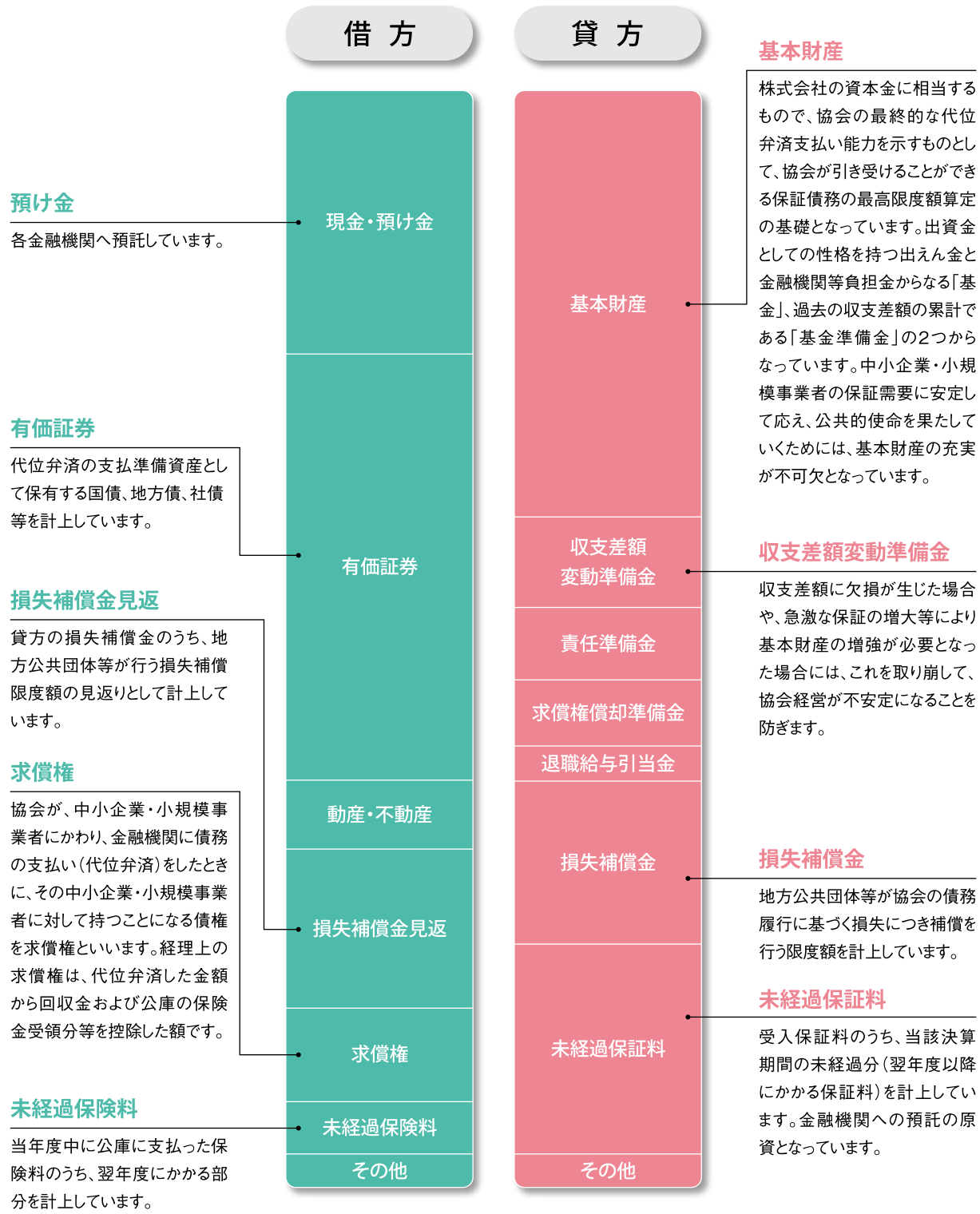
借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	643	基本財産	101,638,727
預け金	25,433,253	基金	4,733,949
有価証券	141,992,296	基金準備金	96,904,778
その他有価証券	53,624	制度改革促進基金	0
動産・不動産	9,014,504	収支差額変動準備金	42,824,976
損失補償金見返	61,673,110	責任準備金	6,785,339
保証債務見返	1,120,521,601	求償権償却準備金	4,944,842
求償権	8,361,654	退職給与引当金	2,822,299
雑勘定	3,439,400	損失補償金	61,673,110
未経過保険料	2,989,407	保証債務	1,120,521,601
未収利息	166,650	借入金	0
その他	283,342	長期借入金	0
		短期借入金	0
		雑勘定	29,279,189
		未経過保証料	28,875,928
		仮受金	27,578
		保険納付金	323,932
		損失補償納付金	37,060
		未払保険料	6,498
		未払費用	8,192
合計	1,370,490,084	合計	1,370,490,084

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	25,433,896	責任準備金	6,785,339
有価証券	141,992,296	退職給与引当金	2,822,299
その他有価証券	53,624	借入金	0
動産・不動産	9,014,504	雑勘定	29,279,189
求償権	8,361,654	未経過保証料	28,875,928
求償権償却準備金	▲ 4,944,842	その他	403,261
雑勘定	3,439,400	負債合計	38,886,828
未経過保険料	2,989,407	【正味財産】	
その他	449,992	基本財産	101,638,727
		基金	4,733,949
		基金準備金	96,904,778
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	42,824,976
		正味財産合計	144,463,704
合計	183,350,531	負債及び正味財産合計	183,350,531

(注1) 次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 1,120,521,601千円
・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 61,673,110千円
(注2) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説



(注) 保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は、同額のため、このグラフからは除いています。

個人情報保護宣言 (平成31年4月1日現在)

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 本協会が加盟する個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5. 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口へ持参(または郵送)してください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止をいたします。
- お客様の個人情報を個人情報の保護に関する法律第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中部区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

コンプライアンス態勢

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでおります。

これを実践するために社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

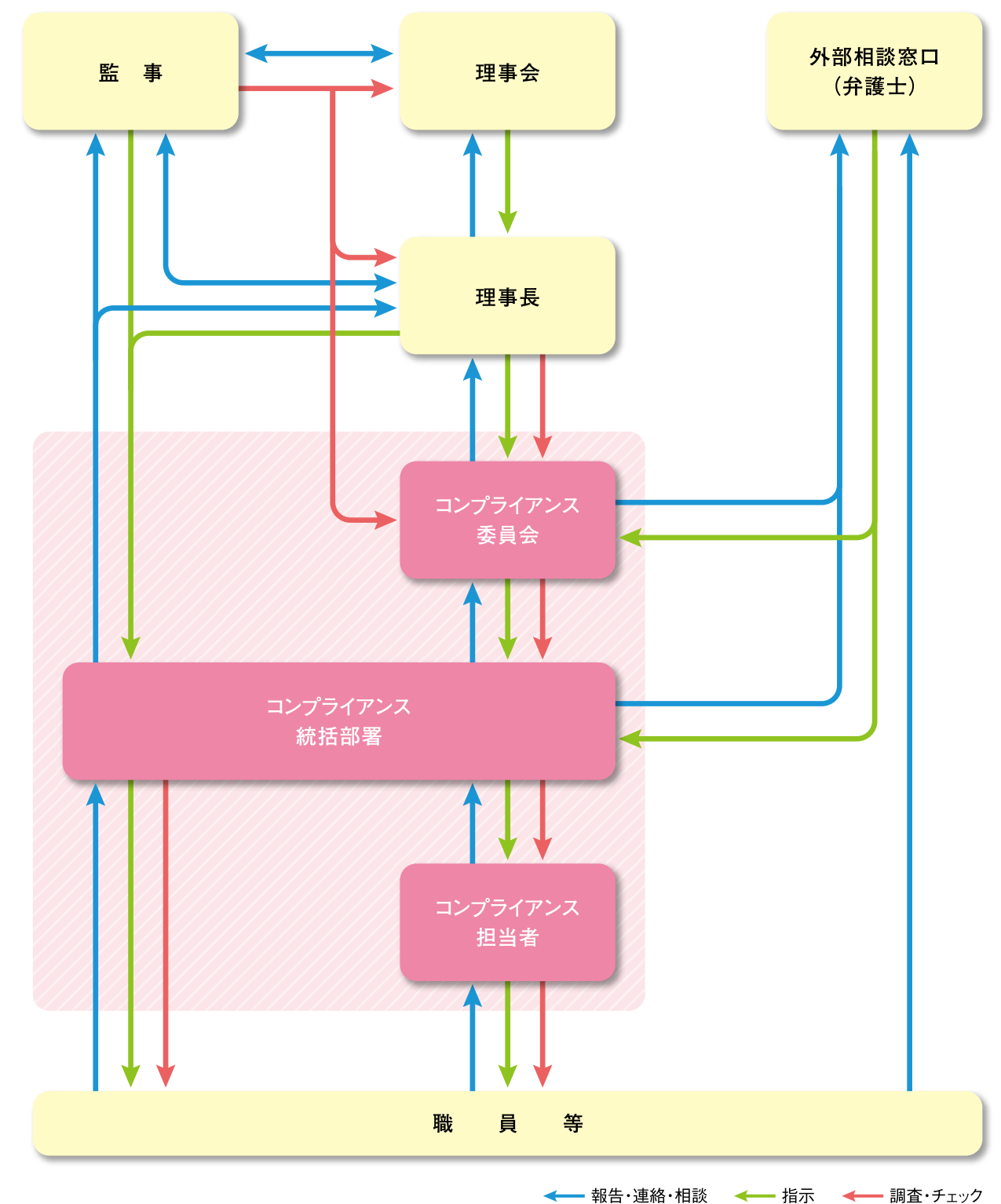
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス体制図

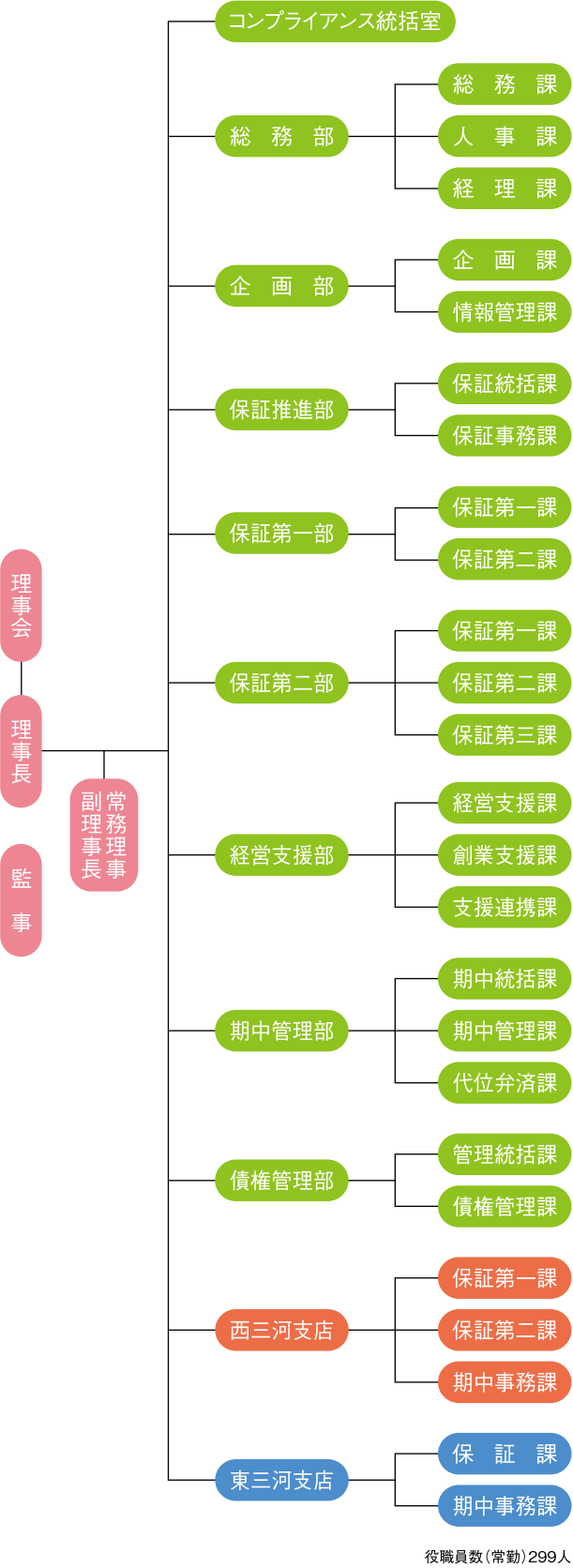


役員・機構図

役員 (平成31年4月1日現在)

理事長	小川悦雄
副理事長	横井昌則
常務理事	川島毅
常務理事	間所陽一郎
常務理事	森口茂樹
常務理事	猪飼康司
理事	伊藤浩行 愛知県経済産業局長
理事	大林市郎 岡崎信用金庫会長
理事	梶藤和彦 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
理事	竹内啓二 愛知県町村会会長
理事	竹田知史 蒲郡信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	永井涼 株式会社中京銀行取締役頭取
理事	中野正康 愛知州市長会会長
理事	中村昭彦 名古屋銀行協会会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	野上武彦 株式会社商工組合中央金庫執行役員名古屋支店長
理事	長谷川正己 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	藤原一郎 株式会社名古屋銀行取締役頭取
理事	水野和郎 瀬戸信用金庫理事長
監事(常勤)	梶田直寛
監事	内田吉彦 名古屋商工会議所常務理事
監事	鈴木和明 鈴木護士

機構図 (平成31年4月1日現在)



役員員数(常勤)299人

窓口

部署名		電話	ファックス	業務内容	担当区域	
本店	総務部	総 務 課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
		人 事 課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
		経 理 課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部	企 画 課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報、ダイレクトマーケティング	
	保証推進部	保証統括課	052-454-0510	052-454-0370	保証業務の統括、特定社債保証等にかかる保証審査	県内全区域
		保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会	県内全区域
	保証第一部	保証第一課	052-454-0511	052-454-0360	保証審査	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区
		保証第二課	052-454-0512	052-454-0361		千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区
	保証第二部	保証第一課	052-454-0531	052-454-0362	保証審査	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡
		保証第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町
		保証第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町
	経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援に関する業務	県内全区域
		創業支援課	052-454-0513	052-454-0375	創業予定のかたまたは創業後5年未満のかたに関する保証審査、条件変更	本店の担当区域
		支援連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
	期中管理部	期中統括課	052-454-0561	052-454-0358	期中業務の統括、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	本店の担当区域
		期中管理課	052-454-0514	052-454-0358	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	本店の担当区域
代位弁済課		052-454-0534	052-454-0366	代位弁済調査	県内全区域	
債権管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域	
	債権管理課	052-454-0535	052-454-0373	求償権の管理・回収	県内全区域	
西三河支店	保証第一課	保証第一課	0564-55-5500	0564-55-5514	保証審査	岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町
		保証第二課	0564-55-5510	0564-55-5688		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市
	期中事務課	0564-55-5511	0564-54-9968	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	西三河支店の担当区域	
東三河支店	保 証 課	0532-57-5611	0532-57-5600	保証審査	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡	
	期中事務課	0532-57-5626	0532-57-5620	条件変更、事故報告、返済緩和先の保証審査	東三河支店の担当区域	

(注) 個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40～41をご覧ください。

本店 駐車場あり

〒453-8558 名古屋市中村区椿町7番9号

西三河支店 駐車場あり

〒444-8612 岡崎市久後崎町字宮前17番地

東三河支店 駐車場あり

〒440-0076 豊橋市大橋通2丁目125番地

